

国際連合事務総長
潘基文様

貴職には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日ごろの人類の平和と人権保障のための活動に敬意を表します。

私ども、日本高齢者NGO会議は、1998年に結成、国際連合NGOとして、平和と高齢者の人権保障のために様々の運動を展開しています（別紙1）。

とくに、中国、韓国、台湾をはじめアジアの人々と交流を深めているところですが、2002年のマドリードでの第二回高齢化国際会議には、140人の代表団を派遣いたしました。

国連は、1948年の世界人権宣言を1966年の国際人権規約により普遍的人権の保障を条約化し、さらに固有の人権保障条約として1965年 人種差別撤廃条約、1979年 女性差別撤廃条約、1989年 こどもの権利条約、1990年 移住労働者・家族の権利条約と制定してきました。そして、21世紀に入り、2006年12月13日には、障害のある人の権利条約が国連総会で採択され、残されたのは「高齢者の権利条約」となったわけです。

私たちは、別紙2のような日本の高齢者の人権保障の状態はもちろん、急速に進む世界の高齢化の状況、高齢者の人権状況に鑑みて21世紀の人類の挑戦として最重要な課題の一つが、高齢者の人権保障であると考えています。

したがって、私たちは、国連に最後に残された高齢者の人権を保障するための条約を制定していただきたいと強く要望するものです。

その際は、当然に1991年の国連の「高齢者原則」そして「国際行動計画2002」が基礎となるでしょうが、日本の高齢者運動の積み重ねてきた、1988年高齢者憲章（別紙3）等の成果も参考にいただければ幸いです。

最後に、貴職の世界の平和と人権保障のための一層のご活躍、ご健勝をお祈りします。

2010年5月3日

日本高齢者NGO会議 議長 上坪 陽

(別紙1)

Profile of Japan NGO Network on Ageing

On October 1, 1998, about 50 Japanese organizations relating to the issues on older persons organized Japan NPO Network for International Year of Older Persons (now, Japan NGO Network on Ageing), at the time of the beginning of IYOP. The organization promoted the nationwide activities of IYOP, such as diffusion and realization of “United Nations’ Principles of Older Persons”, on the basis of peace, welfare and human rights, in relation with the Japanese government and municipalities. We sent delegates to the Hong Kong conference (April 1999), and to the 4th Meeting of IFA in Montreal (September 1999), thus promoting actively the exchange with NGOs of the world. Also we organized Global Walk Events for Active Ageing proposed by the WHO in more than 100 cities and towns in Japan last autumn.

Now we intend to keep on organizing activities such as ① elaboration of long-term strategies on ageing, ② interchange and cooperation with Asian NGOs on ageing, ③ realization of “United Nations’ Principles of Older Persons”.

(別紙2)

日本の高齢者の現状

日本の高齢化そして高齢者の人権状況は真に深刻です。日本国憲法の人権保障の徹底はもちろん、高齢者の権利条約によって、さらに人権保障を豊かに、実効的に発展させることが必要となっています。

1 不安の増大

1980年代以降の新自由主義に基づく構造改革政策により、日本の高齢者だけでなく、成年、若者も高齢期の展望がもてず、不安が増大しています。現在、高齢者の間で聞かれる言葉は、「老後に備えて貯金をしなくては」と「びんびん、ころり、といきたい」ということです。

寝たきり、介護が必要な状態にならないで、直前まで元気で、死にたいということです。

2 高齢者の尊厳、自己決定・選択の自由、平等の否定

このことは、高齢期の生活がますます選択の自由のない、自己決定の余地のない、すなわち尊厳の認められないものになっているということです。そして、年齢による差別による社会的排除がますます強められ、施設等があらたな「姥捨て山」になりかねない状況です。

3 住み続ける権利の侵害

地方にあっては高齢化・過疎化が進行し、残された高齢者が生まれ育った先祖伝来の地に住み続けられない状況が起こり、都会にあっても地上げ、家賃高騰等により移転を余儀なくされるという状態です。

4 生命権侵害

都会に住む高齢者も孤立化がすすみ、孤独死が絶えません。また、2000年に「介護の社会化」を謳い導入された介護保険制度は、国・自治体の公的責任を後退させることにより、高齢者のケアは、家族に委ねられ、家族の経済的、肉体的、精神的負担はますます増大し、他の先進国では見られないような、ケアの負担に耐えかね夫が妻を、妻が夫を、子供が親を殺す、あるいは心中するというような悲惨な事件も後を絶ちません。

さらに、介護保険がケアの分野に営利企業の参入を認めたことにより、社会福祉・介護が利潤追求の対象となり、むき出しの営利主義がまん延し、ついには、貧困者、高齢者を食い物にする貧困ビジネスが跋扈する社会となっています。法的基準では、夜間一人の無資格者、非正規、夜勤専門職員でも良いとされているグループホームでは「殺人」事件や火災事件がおき、無届の「有料老人ホーム」では火災で10名の人命が奪われています。

5 健康権侵害と年齢による差別

とくに、1983年の老人保健法は、65歳以上高齢者への医療内容をそれ以前の人に比べ引き下げるという年齢による差別医療を導入しましたが、2008年の後期高齢者医療制度は、さらに年齢差別を強化したものです。

6 生活権・社会保障権侵害

社会保障制度は、後退、削減を続けています。生活保護制度の高齢者加算制度も廃止されました。年金は削減され、基礎年金の導入も、低額に過ぎ高齢者の最低生活保障にたりず、高齢期の生活不安はますます増大しています。高齢者のみならず格差の拡大の中での貧困・不平等は許しがたい水準に達しています。

ここにあげた例は、高齢者の人権の侵害状況の一部に過ぎませんが、私たちは、核兵器のない平和な社会と高齢者そしてすべての人々の人権が保障され、安心して暮らせる社会の建設に奮闘してきました。

日本の状況を改善、改革するには、私達の日本での運動を一層発展させることが必要なことはもちろんですが、国連が高齢者の権利条約を採択すれば一層大きな力となります。また、全世界での高齢者の人権保障による高齢化問題への挑戦に勝利することになるでしょう。

(別紙3)

Japan Older Persons' Charter

(Adopted by the Second National Convention of Japanese Older Persons,
September 2, 1988)

Older persons should be respected as constructors of history and society.
They should be respected as members of families, the community and society.
Their dignities as human beings should be protected at all times.

Older persons have the right to lead a healthy and cultural life.
They have the right to continue to work according to their will.
They have the right to receive medical care without worries.
They have the right to live in a comfortable house and atmosphere.
They have the right to utilize safe transportation as they want.
They have the right to receive necessary welfare.
The welfare to older persons should be paid, in principle, by the country, municipalities and large enterprises.

Discrimination by reason of age should be abolished.
Any disadvantage by reason of age should be compensated for at once.
Any attack to their rights by reason of age should be stopped.
Older persons should not be isolated from workplaces and communities.
Politics and tendencies not to respect older persons should be corrected.

Older persons look for total development and maturity of their personalities and their lives.
Older persons share culture as a force to live with the younger generation.
They respect freedom, love and democracy.
They wish to have international solidarity and peace without nuclear weapons.

The country should introduce this Charter to the basis of its politics.
Municipalities should endeavor to realize this Charter.
Every enterprise should introduce this Charter to the basis of its activity.
For these purposes, older persons and citizens should cooperate greatly to endeavor to create a fruitful old age.